

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096)214-7101
FAX(096)214-7102

ヒントヒント

機密公開 日清食品の創業者、安藤百福は幾度となく事業に失敗しているが、ただ、彼は決してあきらめなかった。22歳で起業し、横領や脱税の嫌疑で2度も収監されている。それでも、へこたれずに着実に実業家として頭角をあらわした40代半ば、理事長を務めていた信用組合が破綻した。ところが、百福は「失ったのは財産だけ、経験は血や肉となって身についた」と割り切り、自宅の裏庭に研究小屋を建築し、チキンラーメンの開発に成功する。さらに6年後、大ヒットしたチキンラーメンの粗悪な模倣品を防止するために、一社独占の特許を公開し、秘中の製造法を他社にも使えるようにして、業界発展に寄与した。(Fole・八色祐次)

税務 ミニガイド

国税庁によると令和3年分（令和3年12月31日時点）の国外財産調書の提出総数は12,109件で、総財産額5兆6,364億円となっており、そのうち有価証券が3兆5,695億円で63.3%を占めています。国外財産調書は、その価額の合計額が5,000万円超の国外財産を有する居住者が提出対象者です。



ヒントヒント



所得税の納税の方法

□納税の方法の多様化

少し前までは、所得税の納税の方法としては、金融機関や税務署の窓口で現金で納付するか振替納税するかでしたが、最近では、キャッシュレス納付など納税の方法も多様化しています。ここでは、多様化した納税の方法を確認していきます。

□振替納税

この方法は、かなり前からありました。事前に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署または金融機関に提出することになりますが、書面だけでなく、e-Taxでも提出することができます。

なお、転居等により所轄税務署が変わった場合には、確定申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記入すれば、新たな振替納税の手続きは不要で、転居後も引き続き振替納税が利用できます。

□ダイレクト納付

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）は、事前にe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署または金融機関に専用の届出書を提出することによって、自分名義の預貯金口座から口座引落しにより納付する方法です。

なお、即時納付だけでなく、期日指定による納付もできます。

□インターネットバンキング・ATM納付

納付情報を登録したり入力したりすることによって、インターネットバンキングやATMから納付することができます。

なお、利用可能な金融機関については、「ペイジーが使える金融機関」で、金融機関によって利用可能額が異なります。

□クレジットカード納付

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードで納付することができます。

ただし、納付税額に応じてカード会社に対す

話のタメ

○各国のありがとう。英語はサンキュー、中国はシエシエ、フランスはメルシー、スペインはグラシアス、ドイツはダンケ・シェーン、イタリアはグラツィエ、ポルトガルはオブリガード、ロシアはスパシーバ、インドネシアはトゥリマカシ、フィンランドはキースト、デンマークはタク、オランダはダンクウ、韓国はコマッスムニダ、カムサハムニダ。



る決済手数料（納税額1万円以下の場合、83円、4万円超5万円以下の場合418円など）がかかります。

□スマートフォンアプリ納付

インターネットを利用して「国税庁スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済（Pay払い）を利用して、納付することができます。

決済手数料はかかりませんが、納付できる金額は30万円以下となり、事前にPay払いの残高のチャージが必要となります。

□QRコード納付

国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付することができます。

手数料はかかりませんが、納付できる金額は30万円以下となり、利用可能なコンビニエンスストアは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となっています。

なお、コンビニの窓口では、現金に限り納付することができ、クレジットカードや電子マネーを利用することはできません。

相続土地国庫帰属制度が スタートします

令和5年4月27日から、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が一定の条件を満たした場合に土地を手放して国庫に帰属させることを可能にする『相続土地国庫帰属制度』がスタートします。現在、全国の法務局・地方法務局の窓口で対面面談・電話相談が始まりました。

1. 相続土地国庫帰属制度とその概要

相続等によって、土地の所有権又は共有持分を取得した者は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができます。そして、法務大臣は、承認の審査のために必要と判断したときは、その職員に調査をさせ、法務大臣は、承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断した

ときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認します。土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた方が、一定の負担金を国に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。

2. 申請の対象者

相続又は相続人に対する遺贈によって土地を取得した人が申請可能です。また、共有者も申請できます。相続等により、土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同で申請を行うことによって、本制度を活用することができます。施行前に相続した土地も対象です。

3. 申請するには

申請先は、帰属の承認申請をする土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局（本局）の不動産登記部門が申請先となります。辯護士、司法書士、行政書士に限り書類作成を依頼することができます。申請することができる人は本人及びその法定代理人のみとなっています。負担金は土地の性質に応じた恭順的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費用相当額となっています。

ナマの税務相談室

Q 共有持分土地を、その共有割合で区分登記した場合に贈与税等が課税されるのでしょうか。20年前、父の相続で取得した400平米、兄2分の1弟2分の1持分の二方路線に接する土地を今後使いのないように区分することに決めました。

兄が自分の家を建てて居住している土地は路線価が平米200千円の道路に面しています。一方私が分割後取得する土地は平米170千円の路線価で現在駐車場貸付地としています。面積が同じ2分の1ずつですが若干、路線価に差があり税務上贈与関係がありはしないかと心配しています。

宜しくご教示ください。

A 二人以上の者が一の土地を共有している場合において、その共有地をそれぞれの共有持分に応じて分割し、それぞれ単独所有の土地としたときは、その共有土地の分割の法的

共有物の現物分割 に伴う贈与問題

性質は一般には共有持分の交換による譲渡であるとされています。その交換資産（共有持分権）の価額が等価である場合には土地贈与の問題は生じませんが、その交換が等価でない場合には、その差額に相当する金額については贈与の問題が生ずことになるものと考えます。

所得税法基本通達33-1の7において持分に応じた現物分割は土地の譲渡は無かったものとするとあります。

ただし同通達（注）2で「面積比が異なっていても分割後のそれぞれの価額の比が共有持分の割合におおむね等しい場合はその分割はその共有持分に応ずる現物分割に相当するのであるから留意する」とあります。

ということは面積比が同じであっても分割後に価額に差額がある場合は贈与課税の対象となると同時に譲渡所得課税の問題が生ずることになります。

ナマの税務相談室

基準期間に拘らない 納税義務免除の特例

消 費税においては、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については、納税義務を免除することとされています。新たに設立された法人については、設立1期目および2期目の基準期間はありませんので、原則として納税義務が免除されます。なお、設立3期目以後の課税期間における納税義務の有無の判定については、原則どおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるか否かで行うこととなります。

但 し、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、その課税期間の前課税期間開始の日以後6ヶ月の期間（こ

れを特定期間と言います）における課税売上高が1,000万円を超える場合、その課税期間の納税義務は免除されず、課税事業者となります。（なお、特定期間における1,000万円超か否かの判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。）これは、特定期間に係る納税義務の免除の特例と言われています。

さ らに但しですが、新設法人（社会福祉法人等を除きます。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額または出資金の額が1,000万円以上である場合は、その設立1期目及び設立2期目の納税義務は免除されず、課税事業者となります。これは、

新設法人の納税義務の免除の特例と言われています。

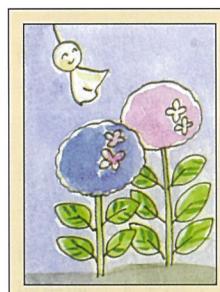
さ らに但しですが、**さ** 資本金1,000万円未満の新規設立法人（社会福祉法人を除きます。）のうち、その事業年度開始の日において、その法人の株式・出資の5割超を直接又は間接に保有する法人及び完全支配関係法人グループ（この支配関係を特定要件と言います。）の中に、その新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超える法人がある場合は、その設立1期目及び設立2期目の納税義務は免除されず、課税事業者となります。これは、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例と言われています。

こ れらの納税義務免除の特例に該当する場合には、これらに「該当する旨の届出書」を所轄税務署長に提出することとされています。

6日芒種、
川の上
梅雨の晴れ間にには蟻が。
「かたまるや
漱石」
21日夏至。

6月の雨です。最上川の匂
が有名ですが、これもまた
「五月雨や
おそろしき
川の
おぞろしき
蕪村」

五月雨は旧暦5月、今の
6月の雨です。最上川の匂
が有名ですが、これもまた
住民税の特別徴収税額が切
り替わります。



毎日毎日の足跡が
おのづから人生の答えを出す
きれいな足跡には
きれいな水がたまる

（書の詩人
相田みつを）

6月の税務メモ

- （国 稅）
- 5月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
 - 所得税の予定納税額の通知（税務署長より）
 - 4月決算法人の確定申告
 - 10月決算法人の中間（予定）申告

- （地方税）
- | | |
|-----|---|
| 12日 | ○5月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | |
| 30日 | ○4月決算法人の確定申告
○10月決算法人の中間（予定）申告
○個人住民税の普通徴収第1期分納付（条例による） |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。